

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和元年 5月28日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項
届出日	平成30年11月30日
担当部署	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社みんと 代表取締役 平間 圭	北海道北見市柏陽町580番地2

2 届出事項

(1)店舗名及び住所	ツルハドラッグ北見美芳東店 北海道北見市美芳町7丁目1番4号 ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
(3)新設日	平成31年8月1日	
(4)店舗面積の合計	1,257㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	35台
	駐輪場の収容台数	10台
	荷さばき施設の面積	27㎡
	廃棄物保管施設の容量	8㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時から午後9時45分まで
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時まで
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時まで

3 審査事項

(1)駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数35台 ≤ 設置台数35台
	従業員駐車場等の整備	13台
	駐輪場の整備	10台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーター無し

	搬入車両等の誘導		計画的搬入により、搬出入車両が集中しないよう配慮する。				
	歩行者の安全対策		出入口看板、出庫時の一旦停止、また繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保に配慮する。				
	交通整理員の配置		大規模な販売促進催事を行う際は駐車場出入口周辺に配置し、歩行者の安全確保と来客自動車の入出庫の円滑な誘導に努める。				
	除排雪による堆積方法		10 cm程度の積雪が生じた場合に除雪を行う。 従業員駐車場13台分が堆積スペースとして確保されており、一時堆雪しますが、適時排雪を行って必要台数の確保に努める。				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	規制基準値	予測結果	評価	
			1	60dB	45dB	○	
			2	60dB	38dB	○	
			3	60dB	37dB	○	
			4	60dB	48dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	規制基準値	予測結果	評価	
			1	50dB	39dB	○	
			2	50dB	30dB	○	
			3	50dB	22dB	○	
			4	50dB	27dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果		評価
					(敷地境界)	(住居壁際)	
					a1	冷凍機	
	a2	排気③	50dB	58	36	○	
荷さばき作業等の対策		計画的な搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。					
附帯設備・施設等の対策		室外機は最新の低騒音型を設置する。					
青少年等の蝟集等の対策		営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリアカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。					
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。 ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお 					

		願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 6 m ³ ≤ 設置容量 8 m ³
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋内施設として、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	生ごみ等は屋内の廃棄物保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。
	その他の対応方策	店舗運営責任者との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害する事のないように調和を図る。 ・屋内公告物の設置に際しては法令等を遵守する。
(5) 防災対策への配慮		地方公共団体から災害時に避難場所や物資の提供要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	<p>平成 30 年 11 月 1 日 北海道北見方面北見警察署交通課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書案を提出し計画概要を説明。 <p>「歩行者安全確保と駐車場管理のため駐車場外周部は柵等を設置するように。現地確認するが、緑園通から無理に右折入庫する車が発生しないよう出入口①を少し南側に移動できないか検討してほしい。」との指摘があった。</p> <p>→駐車場外周部はチェーンバリカを設置し営業終了後は出入口を封鎖する。出入口①に右折入庫禁止の表示を追加する。</p>
		<p>平成 30 年 11 月 5 日 北海道警察本部交通部交通規制課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出案を提出し計画概要を説明 <p>「搬入車両は出入口③からバックさせずに荷捌施設横の切り下げから進入させた方が良い。店舗前ポーチの構造は車両後部が歩行者と接触する危険があるので、車両後部位置にバリカを設置するかポーチ部分を歩行しないよう注意表示を設けるように。出入口①は完全に中央分離帯部分に入っているので問題ない位置と思われる。」との指摘があった。</p> <p>→搬入車両は荷捌施設横から進入させる。</p>

		ポーチ上を歩かないよう、店舗窓ガラス面に注意表示を設置する。
地元市町村		平成 30 年 11 月 1 日 北見市商工観光部商業労政課 ・届出書案を提出し計画概要を説明。 「関係各課に説明するように。」とのことであった。 →関係各課に説明する。
		平成 30 年 11 月 1 日 北見市市民環境部環境課 ・届出案を提出し計画概要を説明。 「北見市公害防止条例の対象となる大型の空気圧縮機や送風機を設置する際には届出するように。」との指摘があった。 →対象となる機器の設置予定無し。設置する際には届出する。
		平成 30 年 11 月 2 日 北見市市民環境部環境課 ・届出書案を提出し計画概要を説明。 特に指摘事項はなかった。
道路管理者		平成 30 年 11 月 2 日 北見市都市建設部道路管理課 ・届出書案を提出し計画概要を説明。 「緑園通は幹線なので基本的に切り下げ 6 m 未満が基本だが他の不使用既存切り下げの復旧を条件に 8 m を認めることもあるので工事前に協議するように。出入口②は問題ないと思われる。出入口③は既存切り下げ移動時に不使用部分を復旧するように。」との指摘があった。 →工事前に協議して指導に沿って進める。

4 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	平成 31 年 2 月 14 日付け意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5 道（オホーツク総合振興局連絡調整会議）の意見

意見なし
